

# 平成20年度 市民税・都民税の納税通知書を発送します



平成20年度の市民税・都民税納税通知書(普通徴収の方)を、次のおり発送します。

▽普通徴収(年4回に分けて個人で納めていただく方)：6月6日(金)

▽市民税・都民税がわからない方(非課税の方)へは通知書を送付していません。

## 市民憲章推進協議会 総会を開催

5月28日(水)、健康センターで平成20年度小平市民憲章推進協議会総会が開催され、今年度も「憲章でひろげよう」このころのまちづくりを統一スローガンに、多くの市民の参加と各方面での実践運動を通して、交流の輪を広げていくことになりました。

## 専門部会の事業

- ◆あたたかい社会専門部会
  - ▽社会を明るくする運動の展開
  - ▽諸団体などと連携した憲章の推進
- ◆さきりのある生活専門部会
  - ▽交通ルールとマナーを守り、さきりのある生活を楽しもう運動を推進
  - ▽第七回さきり専門部会(5月11日実施済)
  - ▽みんなをまちをきれいにする週間(環境美化運動週間、10月1日〜7日)事業への参加
  - ▽第33回小平市民まつりへの参加(各種奉仕活動)

## (仮称)小平ブルーベリー協議会 設立説明会を開催

ブルーベリー栽培発祥の地である小平市で、今後、さらに特産化を進めるため、(仮称)小平ブルーベリー協議会を設立します。

表1 平成20年度市民税・都民税の納期限

納期限	納期
第1期(6月)	6月30日(月)
第2期(8月)	9月1日(月)
第3期(10月)	10月31日(金)
第4期(1月)	平成21年2月2日(月)

▽特別徴収(給与天引きで納めていただく方)：5月9日(金)に勤務先へ発送済み

▽市内に住所がある方  
▽市内に住所がないが家庭敷や事務所・事業所などがある方

◆住民税と所得税の違い  
住民税と所得税は、ともに個人の所得に対して課税される税で、課税の対象となる所得の年分は同じですが、課税方法などに違いがあります(表2参照)。

◆住民税が課税されない方  
▽生活保護法によって生活扶助を受けている方  
▽障がい者未成若者、寡婦(均等割は4千円、うち都民税分1千円)です。

◆健康なまち専門部会  
▽第27回グリーンロード歩こう会(4月20日実施済)  
▽第33回小平多摩湖歩け会(11月30日)  
▽新春歩け歩けのつどい(平成21年1月4日)  
◆ゆたかなまち専門部会  
▽ホテルのまち(6月14日)  
▽小平景勝のPR  
▽第33回小平市民まつりの後援

## 市民憲章推進運動 実践者の表彰

総会では、明るく住みよい郷土をこしらうためのため、市民憲章運動を率先して積極的実践・推進した功績で、次の方が表彰されました(敬称略)。

## こたらい菜の花プロジェクト 参加者募集

菜の花、ヒマワリなどを栽培して、資源の地域循環を体験しませんか。

表2 住民税と所得税の違い

課税の方法	納付の方法	取扱機関
所得税 ①給与所得者の場合は、1月〜12月の毎月の給与やボーナスから一定の額で源泉徴収されます。 ②給与以外の所得がある場合は、確定申告によって過不足を調整し、精算されます。	納付の方法 ①年末調整で精算されます。 ②毎年2月16日〜3月15日に確定申告をして納付します。	税務署
住民税 年末調整か確定申告によって、前年中の所得が定まります。定まった所得から税額を計算し、課税します。 ※平成20年度に課税の対象となる所得は、平成19年中に得たものであります。平成20年の所得は平成19年1月の年4回に分けて納めていただいたり、平成21年6月から課税されます。	住民税 〈特別徴収の方〉の毎月6月〜翌年5月の給与から天引き(特別徴収)されます。ボーナスからの天引きや年末調整はありません。 〈普通徴収の方〉6月・8月・10月、翌年1月の年4回に分けて納めていただきます。市から送付し、市役所へ納税します。	市役所

◆住民税の税率  
住民税は、市民の方々に均等に負担していただく「均等割」と、所得に応じて負担していただく「所得割」があります。

◆木造住宅の耐震診断費用を補助  
対象住宅 旧建築基準(昭和56年5月31日以前に建築された、市内の住宅・共同住宅・併用住宅(現に入居しているものに限る)を対象者(対象住宅を所有する個人(複数の個人が共有する場合を含む))

## 住宅の耐震改修

◆耐震改修に伴う固定資産税の減額措置  
対象住宅 昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、建築基準法に基づいた現行の耐震基準に適合した改修を平成18年1月1日以後に工事完了した住宅

◆公開講座  
◆白梅学園大学 オープンキャンパス  
◆特別企画「保育と子ども学(これから)」  
◆白梅学園大学 子育て中のカウセンティング  
◆生活の中のウェルビーイング  
◆津田塾大学ウェルネスセンター  
◆「食」を考える スポーツ食 トップアスリートの食への取り組み

ご存じですか  
固定資産税・都市計画税

が変更しても納税義務者は変わりません。なお、売買契約などで所有期間に応じ、固定資産税の負担割合を売り主と買い手の双方に割り振ることがありますが、これは、あくまでも当事者間の約束にとどまるもので、この場合も納税義務者は1月1日現在の所有者となります。

表3 住宅用地特例率

区分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地(住宅1戸につき200㎡以下)	6分の1	3分の1
一般住宅用地(200㎡を超える部分)	3分の1	3分の2

## 第31回住宅デー

東京都建小平支部では、無料の住宅相談、包丁研ぎ、工作教室、まな板削りなどをを行います。

◆耐震器具の取付  
65歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、無料での耐震補強金具を取り付けます(先着20人、1軒3か所まで)。

◆未分離私道の非課税  
所有する土地の一部を分離しないまま公道用道路として、一般の通行に使用している場合は、道路面積のわかる測量図面を添えて申告することにより、固定資産税(都市計画税が非課税)になります。

◆新築住宅の減額措置  
新築された住宅については、専用住宅であれば、50平方メートル以上200平方メートル以下の床面積など一定の要件(表4参照)に該当すれば、固定資産税が一定期間減額される制度があります。

◆危険物安全週間  
6月8日(日)から1週間、危険物安全週間です。カソリンや灯油、軽油などの燃料類のほか、家庭で使用している接着剤やアロマオイル、エソール製品など、身近な危険物の取扱いは、廃棄・保管方法などに注意し、事故防止に努めましょう。

◆小平消防署  
小平消防署管内の自衛消防隊の訓練成果をご覧ください。

◆集い  
ハモニニー&ライラックふれあい歌謡コンサート  
6月15日(日)午後0時30分開演、1時開演。ルネこだいの中ホール。無料。

◆夜間納税窓口  
日中に市税の納付や納税相談ができない方のために、夜間窓口を開設しますので、ご利用ください。

◆高齢者など居住(バリアフリー)改修の減額措置  
平成19年1月1日に存在している住宅で、高齢者など居住(バリアフリー)改修工事を行い、一定の要件を満たした場合、改修工事が行われた家の翌年度分の固定資産税を3分の1減額します。

◆自衛消防審査会  
小平消防署管内の自衛消防隊の訓練成果をご覧ください。

◆歩道の整備  
市内には自転車が行き交う歩道が整備されています。

◆募集  
★社交ダンス フラワー  
★大極拳 清流会  
★ソフトエアロ・ストレッチルビナス

◆賞状  
◆賞状  
◆賞状

◆賞状  
◆賞状  
◆賞状

◆賞状  
◆賞状  
◆賞状